

(議長)

次に、塚本議員の発言を許可致します。

「塚本議員」

議長。

(議長)

塚本議員。

「塚本議員」

えー私から本定例会、えー2問の質問をさせていただきます。

まず1問目ですが、ヒグマ駆除対策についてであります。えー今年もヒグマの市街地や道路への出没事案が発生しています。えー特に夏場の家庭菜園のスイカやスイートコーンへの食害が多く発生しております。LINEによる出没情報の提供だけでは、の対策としては限界があり、人的被害を未然に防ぐためには、最終的にはハンター要請で対応しか出来ない、そういうふうを考えております。

えー北海道猟友会では、ヒグマの駆除を巡り、自治体や警察との連携が不十分な場合、出勤を拒否するような通知をすることとしております。江差町ではヒグマ駆除に係るハンターの出勤要請のプロセスと、近年の出勤回数がどのくらいなってるのかっていう点についても伺います。

また、市街地におけるヒグマ駆除に係る対応をどのように進めて来ているのか。日常業務を返上し、危険を顧みず、この業務に対応している江差町鳥獣被害対策実施隊員の報酬もしっかり手当する必要があると思いますが、町の対応をお伺い致します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

塚本議員のヒグマ駆除対策についてのご質問にお答えを致します。

今年のヒグマ出没情報につきましては、11月30日現在、18件寄せられており、昨年の65件から大幅に減少しているものの、ほぼ例年並みの件数となっております。

議員ご承知の通りマスコミ報道がございましたが、砂川市から依頼され、ヒグマを駆除したハンターが鳥獣保護管理法違反で猟銃所持許可取り消しを巡る札幌高裁の判決で、本年10月にハンター側が逆転敗訴したため、道内でハンターがヒグマの駆除に従事する事に不安が広がっているものと認識しております。

ご質問のヒグマ駆除に関わる出動要請のプロセスについてでございますが、出没情報が寄せ、寄せられた場合、町職員が現地状況の確認及び聞き取りを実施し、必要と判断した場合、鳥獣被害対策実施隊員に出動を要請しております。

また、ヒグマの捕獲に向けた箱罠設置につきましては、現場の鳥獣被害対策実施隊員や必要に応じて、江差警察署、檜山振興局等の関係機関とも協議の上、箱罠を設置し、捕獲に努めております。

近年の鳥獣被害対策実施隊員による警戒のための巡回や箱罠の見回り、駆除等による出動回数ですが、過去3年間の実態は、令和3年度は8名の方に延べ143回、令和4年度は5名の方に延べ192回、令和5年度は6名の方に延べ176回出動して頂いております。

市街地付近のヒグマの出没に当たっては、人的被害の未然防止のため、従来より出没日時、出没場所、出没形態に応じ、町公式LINEでの周知の他、町公式ホームページ防災吹鳴装置また必要に応じ、町内会ごとチラシを配布するなど、出没情報の周知をしてきております。

今年度はヒグマが出没した地域において、山際等の見通しを良くするための草木の仮払いや、家庭菜園を行っている町民に電気柵の貸し出しを行っており、電気柵を設置した家庭菜園及びその周辺ではヒグマによる食害痕跡が無かったことから、一定の効果が有るものと認識しております。

また、住居集合地域における発砲は鳥獣保護管理法で原則禁止されていることから、町内でそのような、じ、事例が発生した場合は、警察官職務執行法に基づいて、現場の警察官からの命令により発砲するという特例的な方法で対応する事となりますが、江差町においてはそのような事例は発生していません。

現在、環境省が警察の発砲命令がなくても発砲が行われるよう、鳥獣保護管理法の改正を検討していることから、江差町と致しましても、改正内容を踏まえ、住居集合地域でのヒグマ駆除対策について、猟友会江差支部や警察、北海道と連携を図りながら対応を検討して参りたいと考えております。

最後に報酬等につきましては、箱罠設置や巡回等による出動報酬を近隣町村の報酬額なども参考にしながら、令和2年、あ一失礼しました、令和6年2月に鳥獣被害対策実施隊員と意見交換を行い、日額2,000円から1時間当たり1,640円に、本年度より改定しております。ヒグマを捕獲した場合につきましては、捕獲報奨金として1頭当たり4万円をお支払いしております。

また、町の独自支援として、狩猟免許や猟銃所持許可の取得更新に関する経費の全額補助や猟銃等の購入に関する費用につきましても、20万円を上限に補助し、鳥獣被害対策実施隊員の確保に努めております。

今後につきましても、鳥獣被害対策実施隊員が安心して有害捕獲出来る体制作りを検討して参りたいと考えておりますので、ご理解頂きたいと思っております。

「塚本議員」

議長。

(議長)

塚本議員。

「塚本議員」

えー実施隊員が本当にあの一使命感だけで出勤するって言う事だけでは限界あるので、先ほど町長が答弁あったように、安心して、えー町の出勤要請に対応出来るような、えー体制を、今後も更に高めて頂きたいと思ひまして、1問目は終わらせて頂きます。

えー2問目のこども家庭センターの開設についてであります。

えー令和4年に改正された児童福祉法等により、令和6年4月から市町村は、こども家庭センターの設置に努めなければならないとされております。こども家庭センターは、母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営をオペレーションアプローチと、ハイリスクアプローチを両輪として行う事としております。全ての妊産婦、子育て世帯、子供に対し、出産前から子育て期に係る、切れ目のない支援を行うこととしております。

こども家庭センターは、母子保健と児童福祉の多岐に渡ることから、新たなワンストップ的な部署が必要と思われませんが、江差町における対応についてお伺い致します。

(町長)

議長。

(議長)

町長。

「町長」

塚本議員の2問目、子供家庭センターの開設についてのご質問にお答えを致します。

議員ご案内の通り、こども家庭センターは令和4年6月の児童福祉法の改正により、令和6年4月から施行されているもので、市区町村において児童福祉と母子保健の機能は維持した上で、連携協働して全ての妊産婦・子供子育て世帯、子供が安心して生活出来るよう、一体的に相談支援を行う機能を有する機関の設置に努める事とされているものです。

児童福祉、母子保健の両機能の連携協働を深め、妊娠届による母子手帳交付時の面談や乳幼児健診での虐待への早期発見、子育て支援センター、キッズランドの開設等、全体的な取り組みのポピュレーションアプローチから、妊婦訪問または保育園等での母子の関わりでの子育てに困難を抱える家庭や虐待など、個別支援的な取り組みのハイリスクアプローチを両輪として全ての妊産婦・子供世帯、子供子育て世代、子供を対象として、きめ、切れ目無く、漏れ無く対応する事とされているもので、妊娠・出産・子育てに関する様々な不安や悩み、困り事を子供1人1人の成長、家庭環境など身近な相談に応じて様々なニ

ーズに即した必要な支援を行うことを目的としたものでございます。

こども家庭庁の調査では、こども家庭センターの設置状況は全国での設置済み自治体は50.3%、北海道の設置済みは15.6%となっており、檜山管内では奥尻町のみ設置済みとなっている状況で、人口規模別ですと1万人未満の自治体での設置済み割合が22%と極端に低くなっております。

当町では、保育園や子育て支援センターを含む町民福祉課での児童福祉相談窓口、健康推進課の保健師を中心とした相談、これまでも児童福祉・母子保健の連携協働で各種事業を行うとともに、様々な事案に対し、両方で情報共有を行い対応しており、虐待等の事案には、児童相談所や警察、民生委員など関連する専門職等で構成する要保護児童対策地域協議会を開催し、必要に応じて教育委員会や学校、保育所などを含めた個別支援会議で情報共有を行いながら対策支援に繋げて行きます。

ご質問のこども家庭センターの開設にあたっては、業務について、組織全体のマネジメントを行う責任者のセンター長や、児童福祉と母子保健、双方の業務の十分な知識を有し、俯瞰して判断することが出来る統括支援員の配置が必須であり、児童福祉機能及び母子保健機能を一体的に運営する体制の構築が求められ、役場全体の組織機構にも関わることから、こども家庭センターの設置方法も含め今後の検討課題とさせて頂きたいと考えておりますのでご理解頂きたいと思います。

「塚本議員」

議長。

（議長）

塚本議員。

「塚本議員」

えー先ほど来、役場職員の定員の問題もありましたが、あの一、このこども家庭センターの開設にはセンター長や、先ほど町長がおっしゃった総括支援員、新たな、えー配置が求められます。なかなか今日、明日に出来るものとは思いませんが、計画的な、えーこども家庭センター設置に向けての推進を求めて、質問を終わります。

（議長）

以上で、塚本議員の一般質問を終わります。11時10分まで休憩致します。

休憩 11：05